

栃木県立栃木翔南高等学校 研究授業レポート

消費生活の現状と課題や、消費者の権利と責任について理解し、適切な意思決定にもとづいて行動できるようになるとともに、生涯を見通した生活における経済の管理や計画について考えることができるようになることを目的とした授業が実施されました。

1 時間目 2022年10月26日（水）10:40～11:25

1時間目のねらいは「経済的な自立を目指して、生活を営むためのお金と仕事について考える」です。一人暮らし（大学生）の家計管理の疑似体験を通して、生活を営むためのお金について理解していきます。

はじめに、「はじめてのサステナブルファイナンス（p4、5）」を読み、自分の消費行動が気候変動に与える影響について考え、ワークシートに記入するよう先生から指示がありました。

急激に上昇する地球の平均気温とその原因、国際的なルール作りが進められている現状や、気候変動対策に向けた社会全体の取組みを踏まえ、1人1人の行動を変えることが重要であることを確認した後、自分の消費行動を振り返り、それぞれがワークシートに記入しました。

先生からは、意図せず気候変動に影響を与える場合もあることから、正しい知識を持ち、人や社会、環境に配慮した行動をすることが不可欠であることが伝えられました。

次に、生活を営むためのお金「収入と支出」について確認しました。

経済的な自立を目指すには、「自分で必要なお金を手に入れる方法を知る」、「お金を上手に使い管理する方法を身につける」ことが必要になることから、収入と支出の基本的な知識を教科書で確認しました。

「雇用形態、性、年齢階級別賃金（月額）の違い」、「給与明細」では、正社員と非正社員の生涯賃金の差は、大学・大学院卒で約1億円、高校・高専・短大卒で約7,000万円あることが分かりました。給与明細には、支給額（1か月の基本の給与）と控除額（社会保険料や税金、その他会社ごとに定められた控除項目）が記載されており、控除される項目は「非消費支出」と言い、自分で自由に使うことができないお金であることを確認しました。

続けて、「若者単身者（～34歳）の1か月間の収入と支出（2020年）」のグラフから、収入と支出の種類について確認しました。

- ・実収入：定期収入、賞与などを合計したもの
- ・非消費支出：税金や社会保険料など世帯の自由にならないお金
- ・消費支出：食費や住居費など支出の総称
- ・可処分所得：実収入から非消費支出を差し引いた手取り収入

ここまでの学習内容を踏まえ、疑似体験を通して家計管理について理解を深めていきます。

【大学生一人暮らしの1か月の生活を考えてみよう！】

1. 大学進学に伴う居住地を決定、家賃相場をリサーチ
2. 自分の収入を考える（仕送り10万円/月、アルバイトなど検討）
3. 一人暮らしの希望（条件）を考える
4. 「一人暮らし情報シート※」から希望に沿った各費用（ランク）を決め、合計金額を計算
5. 収入より支出が多い場合、どの費目でいくら調整するか検討
6. 個人の結果をグループで確認し、気づいたことなどをまとめTeamsに入力し、クラス全体で共有

進学を希望している大学所在地の家賃相場のリサーチや住居費の決定には、多くの生徒が時間を要していました。

住居費の検討までで時間となったため、次時は引き続き家計管理の疑似体験を行うことが伝えられ、授業は終了しました。



2時間目 2022年10月26日(水) 11:35~12:20

2時間目のねらいは「家計の構造と家計管理について理解し、ライフステージと関連づけた経済計画を考える」です。

家計管理について理解したうえで、家庭経済と国民経済との関わりにおける家計の位置づけとその役割について理解していきます。

授業の前半は、家計管理の疑似体験の続きです。

住居費が決まったら、毎日の生活を営むための費目について検討を進めます。スマートフォンの利用料金(通信費)や被服費はイメージしやすいようで、各費目の4つのランクの中からスムーズに選択することができました。

1か月の合計金額から仕送りの10万円を引いて不足がある場合、アルバイト収入が必要となります。アルバイトの時給(1,000~1,100円程度)を踏まえ、1か月の収入に見合う支出になるよう調整を進めました。

個人の結果をグループで確認し、お互いに気づいたことなどをTeamsに入力して全体で共有し、家計管理の疑似体験を通して分かったことや気づいたことをまとめました。

【生徒のまとめ(抜粋)】

- ・一人暮らしについて考えた。いつかは自立しなければならないので、今のうちに学び、将来に備えたい。
- ・何にいくらかかるのか考えたことがなかった。生活をするにはお金がかかることが分かった。
- ・自分の希望に沿った生活をするには、お金がとても足りなかった。

先生からは、住居費のように地域差が大きい費目があることを踏まえ、進学や就職に向けて収入に見合った支出で生活できるよう、お金の使い方を意識してほしい旨伝えられました。

授業の後半は、経済活動の単位である家計と社会との関係を確認しました。

【家計】収入と支出からなる経済活動

収入	実収入	就労収入、財産収入など
	実収入以外の収入	預貯金引出、保険金受取など
	繰入金	前月から持ち越した世帯の手持ち現金
支出	実支出	消費支出、非消費支出
	実支出以外の支出	預貯金、私的保険料など
	繰越金	当月末における世帯の手持ち現金

【ニーズとウォンツ】

- ・ニーズ：生活において必要なもの
- ・ウォンツ：生活において必ずしも必要ではないが、欲しいもの、あると生活が豊かになるもの

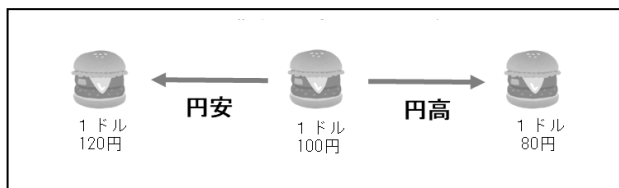
ここで先生から、生活の中での「ニーズ」と「ウォンツ」を考え、Teamsに入力するよう指示がありました。ニーズには食料やスマートフォン、ウォンツには高級な衣服やペットなど回答がありましたが、ペットは必要な存在ではないかなど、価値観はそれぞれ違うことに気づくことができたようです。

次に、家計と国民経済や世界経済との関わりについて教科書で確認しました。

ニュースなどで見聞きする機会が増えている「円安」から、家計と国民経済や世界経済との関わりについて考えていきます。

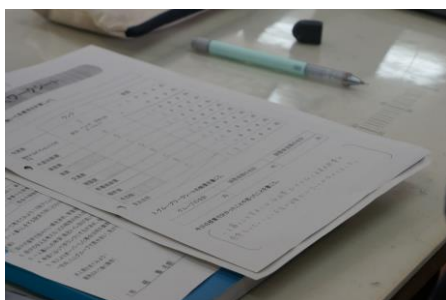
- ・円安：外国の通貨(ドルなど)の価値に比べて円の価値が低くなること
- ・円高：外国の通貨(ドルなど)の価値に比べて円の価値が高くなること

例) ハンバーガーの値段で考えてみよう



家計には、景気や物価の動き、税金や公共料金など国民経済だけでなく、国際経済も大きく影響を及ぼすことを確認しました。

次時はお金の機能や資産形成について学ぶことが伝えられ、授業は終了しました。



3時間目 2022年11月2日(水) 11:35~12:20

3時間目のねらいは、「経済計画とリスク管理について理解する」です。

人生を見通した経済計画を立てる必要性と方法、家計管理や資金管理(資産形成や金融商品)について理解していきます。

はじめに、「生活に合わせて経済計画を立てる必要性」について教科書で確認しました。いつ、何に、どれだけ支出を分配するのか、短期的な経済計画とともに生涯を視野に入れた長期的な経済計画を考え、準備しておく必要性が理解できました。

また資産には、実物資産と無形資産があることを確認しました。

- ・実物資産：自分名義の土地・住宅や車、現金や金など
- ・無形資産(人的資産)：個人が持つ知識、技能、能力など価値を生み出す力を持つ資質

続いて、お金の機能について確認しました。

【お金の6つの機能】

- ・稼ぐ・納める・貯める・使う・備える・増やす

ここで、お金を増やすためにお金に働いてもらう仕組みを、「シリーズ教材お金のキホン アクティブラーニング型授業プログラム資産形成編 授業用スライド」で確認しました。

【投資に適したお金・適さないお金】

- ・適したお金：時間をかけてでも増やしたいお金、老後資金
- ・適さないお金：生活に必要なお金、近い将来に使う予定があるお金

【お金が働くとは】

- ・成功：働きに出た100万円が新たな $+\alpha$ の価値を生み出して帰ってくる
- ・失敗：働きに出た100万円は新たな価値を生み出すことができなかった

【リスクとリターン】

- ・リスク：投資によって期待されるリターン(成果)の振れ幅
- ・リターン：投資したお金が増えたり減ったりして得られる成果

続けて、疑似体験を通して投資について理解を深めていきます。

【投資体験をしてみよう】

投資に適したお金が10万円できました。このうち5万円を投資します。「鉄道会社」、「インターネット会社」のどちらの企業に投資するかグループで話し合い、決定しよう。

- ①企業プロフィールシート内容確認(どのような企業か、投資先としてのメリット・デメリット)
- ②個人ワーク：ワークシートに自分が選んだ投資先と理由を記入
- ③グループワーク：個人の意見発表と話し合いの後、投資先1社を決定
グループで選んだ企業とその理由をTeamsに入力、全体共有
- ④各グループ3年後シートを引き、結果の確認と分析
- ⑤今回の体験を通して考えたこと、思ったことを個人ワークシートに記入

企業プロフィールシートには、業種、規模、企業の特徴、売上高比率、現在の状況や業績の推移、今後のビジョンなどが記載されています。投資先としてポイントになる部分に下線を引くなどして、投資先とその理由をそれぞれが決定していきます。

5分間の個人ワークの後にはグループワークです。グループで投資先とその理由を決定しTeamsに入力、クラス全体で共有・確認しました。

その後、グループごとに3年後シートを引き投資結果を確認しました。3年後シートには、3年間の出来事や投資額の推移が記載されています。先生からは、業績に影響する出来事のひとつに景気変動があること、社会インフラである鉄道会社は景気の影響を比較的受けにくく、インターネット会社は顧客の一部が企業であるため景気の影響を強く受けたことにより、利益の変動が大きくなっていることが説明されました。

まとめに、投資をする際のポイントと金融商品について「シリーズ教材お金のキホン アクティブラーニン

「グループ型授業プログラム資産形成編 授業用スライド」で確認しました。

【リスクを抑えるために】

- ・長期投資：長期間投資することで、リスクを減らすことを目標にする考え方
- ・積立投資：同じ商品を定期的に一定額購入することで、平均購入単価の安定化が期待できる
- ・分散投資：投資先を1つに絞らず、いくつかに分散することで、リスクを抑えられる

【投資を考えたときのポイント】

- ①投資に適したお金や目的を見極めて行う
- ②リスクとリターンをよく見極める
- ③長期・積立・分散投資でリスクを抑える
- ④情報から主体的に考え、判断する
- ⑤自分も社会も豊かになる投資先を考える

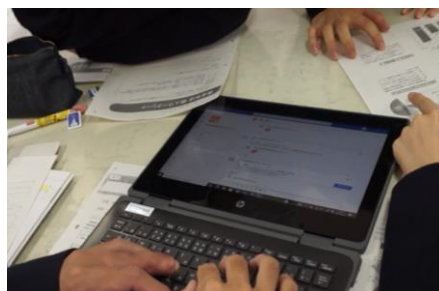
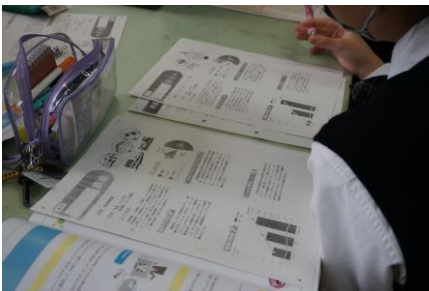
【様々な金融商品】

- ・株式：企業の成長に応じた利益を目指す
- ・債券：決められた年数お金を貸すことで利益を得る
- ・投資信託：お金を出し合って運用による利益を目指す

最後に、投資の疑似体験を通して分かったことや考えたことなど個人でまとめ、授業は終了しました。

【生徒のまとめ（抜粋）】

- ・投資をする際には、長期で考える必要性が分かった。
- ・リスクを理解して投資をする必要があることを知った。
- ・必要な知識を身につけたうえで投資をしなければいけないと思った。



4 時間目 2022 年 11 月 9 日 (水) 10:40~11:25

4 時間目のねらいは「消費にかかわる契約について理解する」です。

契約とは何か、契約時の注意点、契約時に発生する法的責任、契約に関するトラブルについて理解していきます。

はじめに、契約とは何か教科書で確認しました。

契約：法律上の約束、契約当事者の意思が合意した時点で成立する

続いて、宅配ピザの注文を例に、契約が成立する時点について考えました。

- ①電話をしたとき
- ②店員にピザを注文したとき
- ③店員が店を出たとき
- ④ピザが届きお金を払ったとき

正解は②です。消費者と店舗の意思が合致したとき契約が成立することを確認しました。

次に、法律上契約に当てはまらないものを考えました。

- A. コンビニエンスストアでお菓子を買う
- B. 友達と遊びに行く約束をする
- C. 切符を買って電車に乗る
- D. 英会話を習う
- E. 歯医者で診察を受ける
- F. 保護者からお小遣いをもらう約束をする

正解はBとFです。法的な拘束力のある約束が契約であること、契約には義務（代金の支払いと商品の引き渡しなど）が生じることを確認しました。

ここで、契約に関する内容について教科書で確認しました。

【契約の種類】

売買契約	消費者と事業者の間で商品やサービス等の売買を行う契約
雇用契約	労働者が雇用主のもとで労働に従事し、雇用主はそれに対する賃金を労働者に支払う約束をする契約
消費貸借契約	同種・同質・同量のもを返す約束をして、お金や物を借りる契約 金銭消費貸借契約は金銭を消費貸借の対象とする契約
賃貸借契約	当事者の一方が、相手方に目的物を使用・収益させることを約束し、相手方がこれに対して賃料を支払う約束をする契約

【契約自由の原則】

契約するかしないか、どのような内容にするかなど、自由に決めることができる

【契約書】

契約は口約束のみでも成立する

契約書は契約した内容を確認するためのもの、契約内容の証拠となる文書

※契約に反した場合、損害賠償を請求されることもある

【未成年者取消権】

未成年者が契約をするときには原則として親の同意が必要である

親の同意を得ずに契約した場合には、契約を取り消すことができる

※取り消しができない場合：小遣いの範囲内の取引、詐術（年齢を偽る、親の同意を得ていると偽るなど）を用いたとき、など

次に、契約に関するトラブルについて動画※¹を視聴しました。

2018 年～2020 年 3 年間の契約当事者 18～22 歳の年度別相談件数（平均値）では、未成年者（18, 19 歳）よりも成人になったばかり（20～22 歳）の相談件数が多いことが分かりました。その理由として、成年になると親の同意なく様々な契約ができること、未成年者取消ができないことがあります。

先生からは、民法改正により 2022 年 4 月 1 日から成年年齢が 18 歳に引き下げられたことにより、高校生の被害増加が予想されていることから、正しい知識を身につける必要性が伝えられました。

ここで「家を借りる契約（賃貸借契約）」に関するトラブル事例を動画※²で確認しました。

一人暮らしを始める際、入居時の部屋の状態確認を怠り、退去後に高額な原状回復費用を請求される事例です。先生からは、トラブルを未然に防ぐために入居時に部屋の状況を写真や動画に残す、退去時でもできる限り立ち会いをして確認する、トラブルに遭った場合は「消費者ホットライン 188」に相談するよう伝えられました。

最後に、なぜ成年になりたての若者は消費者トラブルの被害に遭いやすいのかワークシートにまとめ、授業は終了しました。

【生徒のまとめ（抜粋）】

- ・面倒だからと分からないことがあってもそのまま契約してしまうから。
- ・知識がないので、トラブルに遭っていること自体に気づかないから。
- ・契約に関する知識や経験に乏しいから。
- ・クレジットカードを持ち始める時期であり、使い過ぎてしまうから。

※1 京都府公式 YouTube チャンネル 成年年齢引下げで何が変わる？18 歳からの消費生活

<https://www.youtube.com/watch?v=1hPGBEFCODI&t=410s>

※2 京都府公式 YouTube チャンネル あなたも気をつけよう！～身近な消費者トラブル～賃貸借トラブル編

<https://www.youtube.com/watch?v=nrQZtCUkUM4>



5時間目 2022年11月9日(水) 11:35~12:20

5時間目のねらいは「購入方法・支払い方法の多様化について理解する」です。

経済発展や技術の進歩により、消費生活は多様化・複雑化していること、商品の購入方法や支払い方法の種類と特徴を理解していきます。

はじめに、現金以外の支払い方法を考え、グループでまとめ Teams に入力するよう先生から指示がありました。

【回答内容(抜粋)】

クレジットカード、電子マネー (Suica、PASMO など)、ポイントカード、図書カード、QR コード※¹決済 (PayPay、楽天ペイ、LINEPay など)

ここで、「マナブとメグミのお金のキホン BOOK (p21~p24)」で支払い方法の種類を確認しました。

【様々な支払い方法】

前払い	QR コード 決済	プリペイドカード、電子マネー (プリペイド型)、銀行振込み
即時払い 同時支払い		デビットカード、代引き
後払い		クレジットカード、分割払い

先生からは、決済方法の多様化 (キャッシュレス化) が進んでいるものの、日本のキャッシュレス決済比率は諸外国より低い状況にあること、その理由として治安の良さ、高度な造幣技術 (偽札が流通しない)、ATM の普及により現金の引き出しが容易であることが伝えられました。

このように決済方法が多様化したことにより、購入方法も変化しています。

購入方法の種類についても確認しました。

【多様化する購入方法】

店舗販売	店舗に商品を置き、商品を見せて販売する方法 消費者が直接商品を見て確認し、購入する
無店舗販売	実店舗を持たずに商品を販売する方法 インターネットなどを通して、写真などを見て判断し購入する 直接商品を見て確認することはできない

購入方法の多様化により、個人間取引が急速に普及すると同時にトラブル事例も増加傾向にあります。「購入した商品が手元に届かない」、「写真、説明とは異なる商品が届く」、「商品を発送したのに届いていないと言われる」、「商品代金が支払われない」など、購入者・出品者どちらもトラブルに巻き込まれる可能性があります。

そこで、国民生活センターのウェブサイト※²でフリマアプリに関するトラブル相談事例を確認しました。

中学生や高校生がフリマアプリで酒や加熱式たばこの購入をしていた、フリマアプリ上で架空の取引を行ったなど、未成年者の利用や禁止行為を持ちかけられてトラブルに巻き込まれる事例があることが分かりました。

利用の際は、フリマサービスは個人間の取引であり、トラブル解決は当事者間で図ることが求められている点を理解して利用する、利用規約等で禁止されている行為は行わない、当事者間の話し合いやフリマサービス運営業者への相談でも交渉が進まない場合は、最寄りの消費生活センター (消費者ホットライン 188) 等に相談することを確認しました。

本時のまとめとして、現金とキャッシュレスのメリット・デメリットを個人で考えワークシートに記入し、グループで取りまとめ Teams に入力するよう先生から指示がありました。

【生徒の回答（抜粋）】

	現金	キャッシュレス
メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・お金を使い過ぎない、使い過ぎを防ぐ ・誰でも簡単に使える ・基本的にどこでも使える、利用しやすい 	<ul style="list-style-type: none"> ・持ち運びしやすい ・支払いがスムーズ ・現金を持たなくてよい
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> ・現金を手元に準備する必要がある ・盗難に遭う可能性がある ・持ち物が増える 	<ul style="list-style-type: none"> ・使い過ぎてしまう ・詐欺に遭いやすい ・悪用される可能性がある

現金とキャッシュレスそれぞれの特徴を理解したうえで目的や場面に合わせて選択し、使用できるようにしてほしい旨先生から伝えられ授業は終了しました。

※1 QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です

※2 独立行政法人国民生活センター

相談急増！フリマサービスでのトラブルに注意—個人同士の取引であることを十分理解しましょう—

https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20180222_1.html



6時間目 2022年11月16日(水) 10:40~11:25

6時間目のねらいは「消費者信用について理解する」です。

消費者信用や多重債務について理解するとともに、「お金を借りる機会」を有意義に活用できるようにする方法を考えていきます。

はじめに、信用とは何かについて、教科書と「マナブとメグミのお金のキホン BOOK (p29、30)」を確認し、ワークシートに記入するよう先生から指示がありました。

それぞれが考える「信用」を記入した後、「金融における信用」とは何かを考えます。

【金融における「信用」とは】

- ・キャラクター：約束通り返済する意思があるか
- ・キャピタル：返済が困難になった場合に、これをカバーする資産があるか
- ・キャパシティ：返済能力の範囲内での利用と返済ができるか

信用があると認められると、後払いで商品を手に入れられるクレジットカードを作ることや、お金を借りて後から返すローンを利用することができます。

ここで、代表的なローンの種類を確認しました。

【ローンの種類】

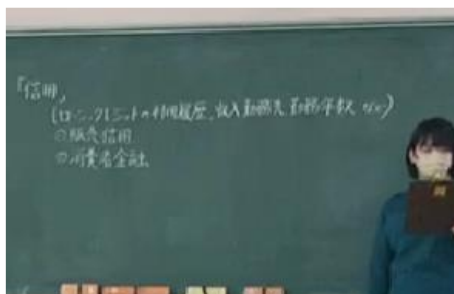
①住宅ローン	住宅やマンションを購入するときに借りられるローン
②自動車ローン	自動車を購入するときに借りられるローン
③教育ローン	教育資金を支払うときに借りられるローン
④奨学金	進学にお金が必要な学生に向けて学費の給付や貸与を行う制度 貸与型：卒業後に返済の義務がある（有利子と無利子の2種類） ※給付型は返済する必要がない

先生からは、ローンもクレジットもお金を借りる借金であること、返済できる範囲での計画的な利用が重要であること、複数の業者から借金をして返済が困難になり多重債務に陥る場合があることが伝えられました。

2022年4月から成年年齢が18歳に引き下げられ、18歳以上であれば保護者の同意なしにクレジットカードを作ることができるようになりました。

そこで、「お金のキホン動画③予期せぬ急な出費で多重債務に」を視聴し、大学生がクレジットカードの利用から多重債務に陥ってしまう事例を確認しました。

動画の導入「ある家族の休日」までで時間となったため、次時は動画の後半を視聴することが伝えられ、授業は終了しました。



7時間目 2022年11月16日(水) 11:35~12:20

7時間目のねらいは「多様化する消費者問題について理解する」です。

消費者問題が発生する原因や問題商法の現状を知り、消費者問題から消費者を救済する法律や制度について理解します。

授業の前半は、多重債務についてです。

「お金のキホン動画③予期せぬ急な出費で多重債務に」の具体事例部分を視聴しました。動画の最後には、クレジットカードの仕組みや多重債務に陥らないためのポイントの説明がありました。

【クレジットカードについて】

- ・2022年4月の成年年齢引下げにより、18歳以上であれば保護者の同意がなくてもクレジットカードを持つことができる。ただし、審査結果によっては、クレジットカードを作れない、あるいは保護者の同意が必要になる場合がある
- ・クレジットカードの利用は「お金を借りる」ということ
- ・クレジットは「利用者」「クレジット会社」「店舗」の三者間契約であること
- ・借金返済のための借金をすることで多重債務に陥る

【多重債務に陥らないために】

- ①クレジットは、あくまで必ず返済しなければならない借金であることを理解する。
- ②利用する際には、本当に必要なものかよく考え、借りられる金額ではなく、確実に返せる金額の範囲で計画的に利用する。
- ③借金返済のための借入れは、絶対しない。
- ④万一、返済が困難になりそうになったら、早めに家族に相談する。
その他、全国銀行協会相談室、日本クレジットカウンセリング協会、消費者生活センターなどで専門家と相談することもできる。

ここで、クレジットカードの支払い方法のひとつである「リボルビング払い」について確認しました。

毎月の支払い額は一定なので返済計画が立てやすい一方、追加で利用すると支払いがいつ終わるのか分かりにくい面もあることから、支払い方法を選択する際に注意が必要であることが分かりました。

授業の後半は、多様化する消費者問題についてです。

はじめに、消費者問題の種類と特徴を確認しました。

消費者問題とは、商品の供給に関してもたらされる消費者側の不利益や被害など消費者の権利が侵害される事柄です。資料集(p8)を確認し、悪質商法や詐欺の例をワークシートに記入しました。

【悪質商法や詐欺の例】

①無料商法	「無料招待」など「無料」であることを強調して勧誘し、最終的に商品やサービスを契約させる商法。
②マルチ商法	商品・サービスを契約して、次は自分が買い手を探し、買い手が増えるごとにマージンが入る商法。
③ネガティブオプション(送りつけ商法)	契約していない商品やサービスを無断で送りつけ、受け取ったことで支払い義務があると消費者に勘違いさせて代金を支払わせようとする商法。
④アポイントメントセールス	「当選した」などと言って電話や郵便等で呼び出し、契約しないと帰れない状況にするなどして商品やサービスを契約させる商法。
⑤キャッチセールス	街頭で「アンケートに答えて」などと声をかけ販売目的を隠して近づき、営業所などに連れて行き契約させる商法。
⑥デート商法	メールや電話でデートに誘い、恋愛感情を利用して商品やサービスの契約をさせる商法。最近はマッチングアプリなどもある。
⑦就職商法	就職活動中の学生の不安につけ込み、セミナーやビジネス教材などのもうけ話で勧誘し、契約させる商法。
⑧点検商法	正規の点検のふりをして、修繕箇所などを偽り、商品やサービスを販売する

	商法。
⑨架空請求・不当請求	利用した覚えがないが、メールや電話、ハガキなどで請求し金銭をだまし取る詐欺手法。
⑩振り込め詐欺	電話、メール、ハガキなどを使って相手をだまし、お金の振り込みや手渡しを要求する詐欺手法。手口がどんどん新しくなる。高齢者被害が多い詐欺。

ここで、若者が狙われやすい「マルチ商法」について動画*を視聴しました。
大学生が無料投資セミナーに参加したことから、マルチ商法のトラブルに巻き込まれてしまう具体的な状況が確認できました。

改めて、消費者問題への対応方法について教科書で確認しました。

【消費者問題に遭ったらどうする？契約に関する対応例】

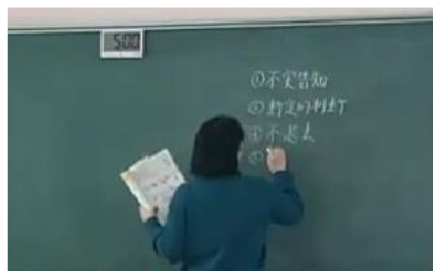
- ・ 解決を目指す：消費者ホットライン 188 に相談する
- ・ 3つの解決方法：①未成年者取消権による解決
 - ②クーリング・オフによる解決（特定商取引法）
クーリング・オフができる期間と取引
8日間（訪問販売、電話勧誘販売など）／ 20日間（マルチ商法など）
 - ③消費者契約法による解決：事業者の不適切な行為による契約の取消し

消費者契約法により契約を取り消すことができる場合は以下のものがあります。

①不実告知	重要事項について事実と異なることを告げた
②断定的判断の提供	将来における変動が不確実な事項について確実であると告げた
③不利益事実の不告知	消費者の利益となる旨を告げながら、重要事項について不利益となる事実を故意に告げなかった
④不退去	消費者が事業者に対し、退去すべき旨の意思を示したにもかかわらず事業者が退去しなかった
⑤退去妨害	消費者が退去する旨の意思を示したにもかかわらず消費者を退去させなかった
⑥過量契約	消費者にとって通常分量を著しく超えることを知りながら、消費者契約の勧誘をした
⑦社会生活上の経験不足の不当な利用	不安をあおる告知 好意の感情の不当な利用
⑧判断力の低下の不当な利用	加齢により判断力が低下した消費者の不安をあおり契約の必要性を告知
⑨靈感等による知見を用いた告知	靈感等の特別な能力により、消費者にそのままでは重大な不利益が生ずることを示して不安をあおり契約の必要性を告知

次時は、消費者保護の法律としくみについて学習することが伝えられ、授業は終了しました。

* 栃木県チャンネルそれって大丈夫!?「若者だって狙われている！危険な消費者トラブル」episode 2 こんなのあり?・・・～マルチ商法～
<https://www.youtube.com/watch?v=kigSY8nVUCE>



8時間目 2022年12月7日(水) 11:35~12:20

8時間目のねらいは「消費者保護の法律としくみについて理解する」です。

消費者問題から消費者を救済する法律やしくみについて理解することとあわせ、消費者の権利と責任のありかたについて考えます。

はじめに、前時に学習した「消費者問題に遭ったらどうする？契約に関する対応例」のひとつである「クーリング・オフ」について確認しました。

「クーリング・オフ」とは、契約の申込みや契約の締結をした場合でも、契約を再考できるようにし、一定期間であれば無条件で契約の申込みを撤回したり、契約を解除したりできる制度です。

【特定商取引法におけるクーリング・オフができる取引と期間】

取引内容	適用対象	期間
①訪問販売	訪問販売、キャッチセールス、アポイントメントセールス	8日間
②訪問購入	訪問買取、押し買い	
③電話勧誘販売	電話勧誘申込み	
④特定継続的役務提供	エステ、美容医療、〇〇教室、学習塾、結婚相談所	
⑤連鎖販売	マルチ商法、ねずみ講	20日間
⑥業務提供誘引販売	内職商法	

* 通信販売や店舗販売などの商品はクーリング・オフすることができない

* クーリング・オフ期間が過ぎても途中解約できるものもある

【クーリング・オフ通知はがきの記載例】

クーリング・オフの注意点として

- 通知は紙で…はがきや内容証明郵便で行う。
はがきの場合「両面コピー」し、「特定記録郵便」など
発送記録が残る方法で送る。
※送られてきていないという言い訳をさせない。
- 商品名・金額を記入する。
- 具体的に返金・返品の要求を記入する。
- クレジットカードを使用した場合、同時にクレジットカード会社にも通知を送る。

通知書
次の契約を解除します。
契約年月日
商品名
契約金額
販売会社
支払った代金¥〇〇〇円を返金し、商品を 引き取ってください。
年月日
住所
氏名

契約に関するトラブルの急増を背景に、消費者が消費者団体を結成し、過大広告や欠陥商品をチェックする運動を行うことで国の行政に影響を与え、消費者の権利を守る法律が作られました。

- ・「消費者契約法」による取消し：事業者の不適切な行為により結んだ契約は取り消すことができる。
- ・「製造物責任法（PL法）」：製品の欠陥により身体や財産に被害を受けた場合は、製造業者などに損害賠償を求めることができる。

続けて、生活情報の活用方法と情報社会における消費者の対応について考えました。

先生から、「日常的に情報を得ている方法」と、「この情報は正しいのだろうか、と疑問に思った情報」についてワークシートに記入するよう指示がありました。

消費行動を自分でコントロールできるようにするためにも、情報を読み解く力が大切になります。

- ・メディアリテラシー：情報源を確認し、正しい情報を読み取る力
- ・クリティカルシンキング：データの根拠を確認し、公平な目をもって判断すること

先生からは、クリティカルシンキングは批判的思考とも言い、問題解決や意思決定に不可欠な考え方で、消費者市民として身につけておくべきスキルのひとつであることが伝えられました。

次に、消費者の権利と責任について教科書で確認しました。

【消費者の8つの権利】

1. 安全である権利	5. 補償を受ける権利
2. 知らされる権利	6. 消費者教育を受ける権利
3. 選択する権利	7. 生活の基本的なニーズが満たされる権利
4. 意見が反映される権利	8. 健康な環境の中で働き生活する権利

【消費者の5つの責任】

1. 批判的な意識をもつ責任
2. 自己主張し行動する責任
3. 社会的関心への責任
4. 環境に与える影響を自覚する責任
5. 連帯する責任

消費者の8つの権利と5つの責任をワークシートに記入した後、本時において気づいたことや考えたことをまとめるよう先生から指示がありました。

消費者の安心・安全を守るために一人一人が権利と責任を理解し、意識して行動することが大切であること、自分の消費行動を振り返り、自分も消費者の一員として権利や責任があることを自覚し、自分にできることを考え行動してほしい旨先生から伝えられ、授業は終了しました。

【生徒のまとめ（抜粋）】

- ・消費者を救済する仕組みがあることを知った。覚えて理解し、役立てるようにしたい。
- ・消費者としてトラブルに巻き込まれたときの対処法を学び、活用するために知識を得ることができた。
- ・正しい情報を得るために、自分で判断することは重要だと思った。

